

CONTENTS

page	
1	国税庁が公表 在宅勤務の費用負担等に関するFAQ
2	特集 厚労省がリーフレットを作成 テレワーク実施のための留意事項
4	TOPICS ●オンラインで医師の面接指導を 実施する場合の注意点 ●雇用シェアで賃金の9割助成 「産業雇用安定助成金」
5	お知らせ 令和3年度の健康保険、介護保険料率
5	法改正予定一覧
6	すっきりわかる。雇用保険 育児休業給付が支給される一時的・臨時的な就労とは？
7	人事労務の法律ミニ教室 社員間のお金の貸し借り
8	緊急事態に備えていますか？ 情報の電子化（ペーパーレス）
8	労務ひとこと 外国人留学生の採用見込みは大幅減少

国税庁が公表

在宅勤務の費用負担等に関するFAQ

国税庁は1月15日、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を公表しました。一部をご紹介します。

定額の手当は課税

社員が在宅勤務をするために必要な費用を企業が支給する場合、かかった費用をそのつど実費精算で支給する方法と、実際にかかった費用にかかわらず毎月一定額を在宅勤務手当などとして支給する方法があります。

在宅勤務手当として支給する場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。一方、必要な費用について実費精算で従業員に支給する一定の金銭については、給与として課

税する必要がありません。

パソコン等の支給

たとえば在宅勤務のためにパソコン等を支給した場合、業務に使用しなくなったときは返却させる場合は「貸与」とみなし非課税となります。一方、所有権が従業員に移転する場合は現物給与として課税する必要があります。

通信費や電気料金

通信費、電気料金については、1ヵ月あたりの在宅勤務の日数や業務に使用した部屋の床面積などをもとに按分計算する方法が示されています。

下図の計算式にしたがって業務のために使用した基本使用料や通信料を計算し、その分は課税不要としています。

通信費に係る業務使用部分の計算方法

$$\text{従業員が負担した1ヵ月の基本使用料や通信料等} \times \frac{\text{その従業員の1ヵ月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

電気料金に係る業務使用部分の計算方法

$$\text{従業員が負担した1ヵ月の基本料金や電気使用料} \times \frac{\text{業務のために使用した部屋の床面積}}{\text{自宅の床面積}} \times \frac{\text{その従業員の1ヵ月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$